

各 法人代表者 様  
(障害児通所支援事業所 管理者様)

佐世保市保健福祉部 障がい福祉課

長期休暇における支給量の変更について (お知らせ)

日頃より、本市の障がい福祉行政にご理解ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、現在、通所受給者証に記載されている支給量は利用者の利用状況に関わらず標準支給量 (23 日/月) を記載しておりますが、令和 4 年度からはより適切な運用となるよう、利用状況に応じて『必要量』を記載することになりますのでお知らせいたします。

今後、通所受給者証に記載される『必要量』は、長期休暇時以外を想定した支給量となります。長期休暇時に『必要量』以上の利用を希望される方については、貴事業所の日々の利用定員をご確認の上、下記のとおり【長期休暇における支給量の変更申請書】をご提出いただきますよう、よろしくお願いいたします。

長期休暇における支給量の変更に伴う通所受給者証の発行はいたしません。請求時においては、【重度の警告】が表示されますが、変更申請書を提出されている児童の請求は正常とみなし報酬の対象となります。

記

- 1 提出書類 長期休暇における支給量の変更申請書 (月毎にご提出ください)

【参考】

週 1 日利用→5 日/月 (週 1 日×4 週+1 日 (5 週目分))  
週 2 日利用→9 日/月 (週 2 日×4 週+1 日 ( " ))  
週 3 日利用→14 日/月 (週 3 日×4 週+2 日 ( " ))  
週 4 日利用→19 日/月 (週 4 日×4 週+3 日 ( " ))  
週 5 日利用→23 日/月 (週 5 日×4 週+3 日 ( " ))

- 2 提出期限 当該利用月の月末までに障がい福祉課へご提出ください。

- 3 留意点
- ・長期休暇における支給量の変更については、標準支給量 (23 日/月) を超える支給は認められません。
  - ・複数事業所を利用している場合は保護者、各事業所が標準支給量 (23 日/月) の超過をしないように確認をしてください (利用事業所すべての利用日数の合計が 23 日以内となるように調整してください)。
  - ・同日に利用が重複した場合および標準支給量 (23 日/月) を超過した場合は、重複分および超過分は報酬の対象となりません。
  - ・変更申請書は速やかに障がい福祉課へ提出してください。利用月の月末までに届け出がない場合は報酬の対象と認められません。また、変更申請書に記載された日数を超過した場合、超過分は報酬の対象となりません。

ご不明な点等ございましたら、お問い合わせください。

以上